

自治会自主防災規約の見直し案提出について

防災部会長 大淵正人

昨年4月防災部会発足にあたり、最重要課題として近々起こりえるであろう大震災に対処できる体制づくりをと言うことで、防災部会としていくつか取り組んできました。

その中の一つである自主防災規約の見直しを検討してきましたが、ようやくまとまりましたので、ここに規約案を提出しますのでご検討下さい。

旧規約については4項目でしたが13カ条とし、規約及び運用細則についていくつか主な改正点、留意点について下記に記しておきました。

1. 「自治会自主防災規約」を「香川自治会自主防災会規約」とする。
2. 第4条 「平常時の活動は自治会防災部会がこれにあたる」とする。
3. 第6条 役員に「防災リーダー等、会長が推薦したもの」を加え防災リーダーを活用していく。
4. 細則3. 組織において企画と自治会館をいれ、各構成員に防災部会員や防災リーダーをいれて、日頃から防災について研修・研究している人材を配置していく。
5. 細則14. 現場の混乱を回避する為に、「避難者カード」を作成、平常時に配布し、事前に記入しておき、当日持参させることにする。

自治会自主防災規約（旧）

1. 目的

自主防災対策本部は、各町内会の防災組織の上部機関として、行政や関係諸団体との連絡、その他必要な業務を行うことを目的とする。

2. 自主対策本部

茅ヶ崎市香川3-20-1の香川自治会館に設置する。

3. 組織

(1) 自治会長を本部長とし、次の組織（総括、情報、消火、救出救護、避難誘導、給食給水及び自衛）で構成し、責任者は役員があたる。

(2) 災害発生時には、各町内会の対応が優先するので、自治会長の他、総務委員長、会計委員長及び各町内会より選出された2名の委員（計11名）で始動する。

4. 任務

(1) 被害状況の掌握に努める。

(2) 行政と密接な連絡をとる。

(3) 各町内会の防災活動の支援をする。

(4) 避難所運営委員会へ参加する。